

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	4	担当課	林業政策課
法令名	愛媛県農林水産研究所使用規則	根拠条項	13, 15-2	許認可等の内容	展示研修施設の研修室及び実習室等の使用の許可の変更	
<p>(展示研修施設の研修室の使用の許可の変更)</p> <p>第13条 第11条第1項の使用の許可を受けた者は、使用日時、使用目的その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県農林水産研究所施設使用変更許可申請書(様式第4号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(技術研修施設の使用)</p> <p>第15条 技術研修施設のうち、実習室及び機械操作場(以下「実習室等」という。)は、林業研修に使用されない場合において、林業に関する団体その他知事が適当と認めるものが林業、森林又は緑化に関する研修を実施するときに限り使用することができるものとする。</p> <p>2 第11条から前条までの規定は、実習室等の使用について準用する。この場合において、第11条第1項及び第2項中「展示研修施設の研修室」とあり、並びに第12条第1号及び第2号並びに前条中「花き研究指導室等」とあるのは「実習室等」と、第11条第1項中「6月前から」とあるのは「1月前から」と、第12条中「花き研究指導室等を使用しようとする者」とあるのは「実習室等を使用しようとする者」と、「花き研究指導室等を自由な使用に供せず、又は前条第1項」とあるのは「第15条第2項において準用する前条第1項」と、「花き研究指導室等の管理運営上」とあるのは「実習室等の管理運営上」と読み替えるものとする。</p>						